

日本インシチュフォーム協会

会 則

2026年4月1日 改訂

日本インシチュフォーム協会会則

第 1 章 総 則

（ 名 称 ）

第 1 条 本会は日本インシチュフォーム協会（略称 INS 協会）と称する。

（ 事 務 所 ）

第 2 条 本会の主たる事務所は関東地区内におく。

（ 目 的 ）

第 3 条 本会はインシチュフォーム工法（以下 INS 工法という）の普及促進を目的とし、その目的を達成するために必要な事業を行う。

第 2 章 会 員

（ 会 員 ）

第 4 条 本会の会員は特別会員、正会員（A・B・C）及び賛助会員の 5 種とする。

- (1) 特別会員は INS 工法の専用実施権を保有する企業とする。
- (2) 正会員 A は INS 工法の通常実施権契約を締結した企業とする。
- (3) 正会員 B は INS 工法の地域を 2 地域以内に限定した実施権契約を締結した企業とする。地域とはINS協会の支部 {北海道・東北・関東・北信越・中部・西日本（関西及び中国四国）・九州（沖縄含む）} 区分とする。
- (4) 正会員 C は INS 工法の地域を 2 都道府県以内に限定し、並びに対象事業を限定した実施権契約を締結した企業とする。
- (5) 賛助会員は INS 工法の営業・施工・材料供給等に関係ある業者で本会の目的達成に賛助協力する企業とする。

（ 入 会 ）

第 5 条 本会の目的に賛同し入会を希望する企業は、所定の申込書に必要事項を記入し、事務局に提出する。

2. 前項の申込みがあったときは理事会で審議し決定する。

（ 退 会 ）

第 6 条 会員が退会しようとするときは、1 ヶ月以上前に退会届けを会長に提出するものとする。

（ 除 名 ）

第 7 条 会長は会員が次の各号に該当する時は、理事会で出席者の 4 分の 3 以上の同意を得てその会員を除名することができる。

- (1) 本会の目的に反する行為をしたとき。

- (2) 本会の名誉を傷つけ、或いは第 5 条に定める入会申込書に記載する誓約事項に違反したとき。
 - (3) 半年分の会費を滞納し、催告を受けた後 1 ヶ月以内にその会費を納入しないとき。
 - (4) その他、前各号に準ずる重大な違反行為をしたとき。
 - (5) 会員が第 4 条に定める会員資格を失ったとき。
 - (6) 倒産・自己破産・民事再生を開始したとき。
2. 会長は、会員が次の号に該当する時は、書面による通知を発行した上で、理事会での同意を得ずして、その会員を除名できる権利を有するものとする。
- (1) INS 工法の営業、施工その他関連する活動に際して、不公正、詐欺または贈賄などに関する法律に違反する行為を行ったとき。

第 3 章 役 員

(役 員)

第 8 条 本会は次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	1 名
理 事	8 名以内
会計監査	若干名

- 2. 会長、副会長、理事及び、会計監査は正会員の中から総会において選任する。
- 3. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。会長は総会を招集しその議長となる。
- 4. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 5. 理事は会長、副会長を補佐し、会務を運営する。
- 6. 会計監査は会計を監査し、その結果を定例総会に報告する。
- 7. 役員の任期は 2 年とし再選を妨げない。但し、補充又は増員のために選任された役員の任期は、他の在任役員の残任期間と同一とする。

第 4 章 理 事 会

(理事会)

第 9 条 第 10 条第 1 項に定める会員総会の審議事項を除く本会の基本方針及び業務に関しては、会長、副会長及び理事（以下理事会委員という）をもって構成する理事会において審議又は決定する。

2. 理事会は会長が招集し議長となる。
3. 理事会は原則として 3 ヶ月に 1 回の定例会を行い、必要に応じて臨時理事会を開催する。
4. 理事会は理事会委員の過半数の出席によって成立し、本会則に別段の定めのある場合を除き、その議決は出席者の過半数によって行う。
5. 特別会員は必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。

第 5 章 会 員 総 会

(会員総会)

第 10 条 本会は毎年 5 月に定例総会を開催し、次の事項につき審議、決定文は報告する。

- (1) 役員の選任
 - (2) 事業計画及び予算の承認
 - (3) 事業監査による監査報告
 - (4) 会計監査による監査報告
 - (5) 入会金、会費及び徴収方法の決定
 - (6) 会則の変更
 - (7) 会員の入会、退会の報告
 - (8) 本会の解散及び残金財産の処分方法
 - (9) その他、理事会において必要と認めた事項
2. 本会は理事会の決議がある場合は臨時総会を開き理事会が要求する事項につき審議又は報告することができる。
 3. 前 2 項の会員総会は会長が原則として会日の 2 週間前までに議題を示した書簡にて招集する。
 4. 会員総会は正会員の 3 分の 2 以上の出席によって成立する。委任状の提出があったときは、委任者は出席したものとみなす。
 5. 会員総会の決議は、出席会員の過半数をもって行うものとする。但し、可否同数の場合には議長の決するところによる。
 6. 前項の規定にもかかわらず、本会の解散については、正会員の 3 分の 2 以上の議決を要するものとする。

7. 特別会員及び賛助会員は会員総会に出席し、意見を述べることができる。
8. 臨時総会は理事会の決議により書面の送付をもってこれに代えることができる。この場合書面発送後の 2 週間以内に過半数会員からの異議申立てのない場合に限り有効とする。

第 6 章 入会金及び会費

(入会金及び会費)

第 11 条 本会の入会金は入会時に一括納入するものとする。入会金の額等は別に定める細則による。

2. 本会の会費は別に定める細則により毎年 4 月に納入するものとする。

但し、事業年度の中途に入会した場合には当該事業年度の残月数に応じた額に減額出来るものとし、入会月も残月数に組入れるものとする。

3. 本会の運営は会費をもってこれに充当する。但し、理事会において必要と認めた場合は臨時会費を徴収することがある。この場合直近の会員総会において承認をうけるものとする。
4. 本会に納入した入会金は基本財産に組入れる。
5. 本会が解散された場合を除き会員が退会した場合、入会金、及び会費は返還しないものとする。
6. 本会の事業年度は毎年 4 月 1 日より始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 部会及び事務局

(部 会)

第 12 条 本会には次の部会を置き会員は夫々の部会に所属し、会の運営を円滑に行い、会の発展に寄与する。

(1) 上工水道農水部会

(2) 下水道・技術部会

2. 各部の部会長は理事会において理事の中より選出し、会長が委嘱する。
3. 理事会は必要と認めた場合、部会の報告を求め、またはこれに助言を与えることができる。
4. 各部会は必要に応じて支部を設けることができる。

(事務局)

第 13 条 本会の事務を処理するために事務局を置き主として次の業務を行う。

- (1) 会長事務の補佐
- (2) 会員総会及び理事会の付議事項の受付、調整及び審議資料の準備
- (3) 議事録の作成及び保管
- (4) 連絡事項の処理
- (5) その他理事会が指示する事項

第 8 章 インシチュフォーム工法内圧管技術者認定制度

(技術者認定)

第 14 条 内圧管路の更生工事におけるインシチュフォーム工法施工管理技術者の安定した技術レベルの維持及び向上を目的とし、インシチュフォーム工法技術者認定制度を次に定める。

認定資格	内圧管技術研修修了者
対 象	内圧管更生工事を元請として対応する施工管理者
受験資格	① 正会員 B 以上の施工実施権を保有する企業の者 ② 正会員 B 以上の施工実施権を保有する企業が推薦し上工水道農水部会長が許可した者
認定資格 取得条件	日本インシチュフォーム協会各支部主催の内圧管技術研修会を受講すること。
発行証書	内圧管技術研修修了書（ライセンスカードの発行）
研修時間	新規：1 日／回（正会員 B 以上の施工実施権取得時トレーニングも適用とする） 更新：1 日／回
研修内容	インシチュフォーム概論
研修頻度	最低 1 回/年
研修の実 施主管	各支部長会社が主幹。 講師は原則支部長会社とするが、本部に講師派遣依頼をする事も可能。
有効期間 注1)	5 年間
費 用	実費負担
備 考	①各支部長会社の判断により、CPDS（継続的学習制度）に登録し、受講証明申請を行うことができる。

注 1） 有効期間：有効期限は更新の到来年度の年度末までを有効とする。

注 2） 下水道管路の技術認定は（一社）日本管路更生工法品質確保協会の資格制度「下水道管路更生管理技士」に準ずることとする。

第 9 章 インシチュフォーム工法下水道管施工技術者研修制度

(施工技術者認定)

第 15 条 下水道管路の更生工事におけるインシチュフォーム工法の施工管理技術者の安定した工法技術レベルの維持及び向上を目的とし、インシチュフォーム工法下水道施工技術者研修制度を次に定める。

認定資格	下水道施工技術研修修了者
対 象	下水道管（無圧管）の更生工事に従事する施工管理者および作業員。
受験資格	① 正会員C以上の施工実施権を保有する企業の者。
認定資格取得条件	① 日本インシチュフォーム協会各支部主催の下水道管施工技術者研修会を受講する。
発行証書	下水道管施工技術研修修了書（ライセンスカードの発行）
研修時間	座学：3時間以上＋実地：3時間以上 ※正会員C以上の施工実施権取得時トレーニングも適用とする。
研修内容	インシチュフォーム概論・施工、品質管理要領・施工手順確認等。
研修頻度	最低 1 回/年
研修の実施主管	各支部長企業が主幹。 講師は施工実施権保有企業（現在/日鉄P&E）と支部長企業とする。
有効期間 注1)	5 年間
費 用	実費負担
備 考	① 各支部長企業の判断により、CPDS（継続的学習制度）に登録し、受講証明申請を行うことができる。

注 1）有効期間：有効期限は更新の到来年度の年度末までを有効とする。

注 2）「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン」に記載の下水道管路の技術認定は（一社）日本管路更生工法品質確保協会の資格制度「下水道管路更生管理技士」に準ずることとする。

会 則 付 則

1. 本会則は、1987（昭和62） 年 10 月 6 日からこれを施行する。
2. 本会設立当初の事業年度は第 11 条第 6 項にかかわらず、設立の日から1988（昭和 63）年 3 月 31 日までとする。
3. 本会設立当初の定例総会は、設立総会をもってこれに代えるものとする。
4. 本会設立当初の役員の任期は、第 8 条第 8 項の規定にかかわらず、設立総会から1989（昭和 64） 年 5 月開催の定例総会終了の時までとする。
5. 本会設立当初の会員は、第 5 条の規定にかかわらず、設立準備委員会で入会を認めたものとする。

6. 本会則の改訂経過

1990（平成2） 年 6 月 13 日	第12条を一部改訂
1994（平成6） 年 7 月 14 日	第4条を一部改訂
1998（平成10）年 5 月 11 日	第8条、第9条を一部改訂
1999（平成11）年 5 月 18 日	第8条を一部改訂
2002（平成14）年 4 月 12 日	第4条を一部改訂
2003（平成15）年 1 月 10 日	第7章、第8章を一部改訂
2007（平成19）年 5 月 30 日	第4条、第8条を一部改訂
2008（平成20）年 4 月 1 日	第11条を一部改訂
2009（平成21）年 5 月 1 日	第4条、第7条を一部改訂
2010（平成22）年 4 月 20 日	第11条を一部改訂
2011（平成23）年 7 月 25 日	第14条を一部改訂
2012（平成24）年 5 月 30 日	第14条を一部改訂
2016（平成28）年 9 月 1 日	第4条・第14条を一部改訂
2018（平成30）年 6 月 1 日	第14条を一部改訂
2024（令和6） 年 4 月 1 日	第2条・第4条・第7条・第14条を一部改訂
2026（令和8） 年 4 月 1 日	第15条を追加

細 則

（ 総 則 ）

第 1 条 会員は本則の定めるところに従い、会費を負担する。

（ 入会金 ）

第 2 条 (1)入会金は以下の金額とする。
正会員 A は 30 万円とする。
正会員 B は 20 万円とする。
正会員 C は 10 万円とする。
特別会員 は 30 円とする。
賛助会員 は 5 万円とする。
入会後の会員ランクアップ時には申請ランクとの差額の入会金を支払うものとする。

（ 年会費 ）

第 3 条 (1)年会費は以下の金額とする。
正会員 A の年会費は 62 万円とする。
正会員 B の年会費は 50 万円とする。
正会員 C の年会費は 20 万円とする。
特別会員 の年会費は 62 万円とする。
賛助会員 の年会費は 6 万円とする。

（ 生産数量会費 ）

第 4 条 INS 工法を受注した正会員は、生産量に応じ会の運営費として生産数量会費を納入する。
(1) 生産数量会費は口径 (m)×延長 (m)×厚み(mm)を基数とし、2004 (平成 16) 年度は10,000 までは 220 円を乗じ、 10,000 を超える部分には 120 円を乗じた額とし、2005 (平成 17) 年度以降は一律に 110 円を乗じた額とする。

細則改訂経過

1995（平成7）年 3 月 3 日	第4条を改訂
1998（平成10）年 7 月 7 日	第4条を一部改訂
2002（平成14）年 4 月 12 日	第2条、第3条を一部改訂
2004（平成16）年 1 月 22 日	第2条、第3条、第4条を改訂
2008（平成20）年 4 月 1 日	第2条、第3条を一部改訂
2011（平成23）年 4 月 8 日	第4条を一部改訂、第5条を追加
2018（平成30）年 6 月 1 日	第4条の第2項について期限満了に伴い削除。 これにより第5条も削除
2018（平成30）年 10 月 1 日	第2条を改訂
2024（令和6）年 4 月 1 日	第3条を一部改訂

